

看護学研究科博士前期課程 修士論文の評価基準

修士論文として満たすべき水準

以下の修士論文審査基準の項目を満たすものとする

修士論文審査基準

- (1) 研究に必要な文献検討を行った上で、研究テーマが設定されている。
- (2) 看護学における、研究の意義が明確に示されている。
- (3) 研究目的を明らかにするための研究方法が適切に示されている。
- (4) 研究結果に基づき、論文全体として論理性・一貫性のある論旨が展開されている。
- (5) 研究全過程において倫理的配慮が十分なされている。
- (6) 研究成果の発展性が示されている。

審査体制

論文審査専門委員会は3名以上の委員で組織し、その委員は、当該論文に係わる主研究指導教員及び本研究科委員会が指名した本研究科の専任教授2名以上とする。ただし、必要があるときは、本研究科の教授以外の教員を委員に選ぶことができる。また、論文の審査にあたって必要があるときは、他の大学院、研究所等の教員等を論文審査専門委員会の委員として加えることができる。

審査方法

論文審査委員会は、修士論文審査基準に基づき論文の審査を行う。論文の審査は、学生のプレゼンテーションと質疑応答により行う。

看護学研究科博士後期課程博士論文の評価基準

博士論文として満たすべき水準

以下の博士論文審査基準の項目を満たすものとする。

博士論文審査基準

- (1) 国内外及び関連ある他の学問領域の文献により、研究テーマに関する概念や知識が十分に精査、検討され、研究との関連性や重要性が明示されている。
- (2) 看護学における研究の意義・貢献が明確に示されている。
- (3) 研究目的を明らかにするための適切で妥当な研究方法が示されている。
- (4) 研究結果に基づき、論文全体として、論理性・一貫性・明確性のある論旨が展開されている。
- (5) 研究全過程において倫理的配慮が十分なされている。
- (6) 研究成果の独創性・新規性・発展性が示されている。

審査体制

学位審査委員会の委員は、主査1名(研究指導担当教員)及び副査2名以上4名以内とし、原則として、本研究科の専任教員とする。ただし、研究科委員会が必要と認めるときには、本研究科の専任教員以外の教員を副査とすることができる。また、研究科委員会は、論文の審査にあたって必要があるときは、他の研究科、他の大学院、研究所等の教員等を論文審査委員会の副査に加えることができる。

審査方法

学位審査委員会は、博士論文審査基準に基づき博士論文の審査を行う。博士論文の審査に先立ち開催される公聴会において、学生は論文を発表する。論文の審査は、公聴会の内容も参考に、学生のプレゼンテーションと質疑応答に基づいて行われる。